

西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃（京阪神エリア）の
上限変更認可申請に関する審議（1回目）

1. 日 時

令和6年5月21日（火） 10:30～11:30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋武、木村、浅井、藤澤、増田、藤間、近田

4. 議事概要

- 鉄道局より、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請の概要等について、説明した。
 - 運輸審議会委員からは、
 - ① 収入の推計期間は何年間か。
 - ② 「実施期間中に仮に増収となっていた場合は、増収分について、事業者と協議の上、利用者への還元を実施。」とあるが、還元することは決まっていて、事業者とは還元の内容を協議するという理解で良いか。
 - ③ 電車特定区間が拡大することで、今後鉄道駅バリアフリー料金の適用範囲も拡大され、更にバリアフリー設備の整備を推進することになるのか。
 - ④ 鉄道駅バリアフリー料金の導入について、なぜ電車特定運賃区間内で行う必要があるのか。
 - ⑤ 今回の JR 西日本の上限運賃の変更は、変動運賃制の実施にあたるのか。
 - ⑥ 改定後3年間の収入推計について、競合他社区間への需要変動等は加味していないのか。
 - ⑦ 電車特定区間が拡大され、区間外となる一つ先の駅については列車の本数や利用者数、サービス等が大きく変わるのか。
- 等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
- ① 2025年度～2027年度の3年間である。コロナの影響から脱しているという前提で2023年度第4四半期の実績を元に平年度の収入を推計している。
 - ② 然り。還元の方法等を協議するもの。
 - ③ 電車特定区間の拡大により今後鉄道駅バリアフリー料金の適用範囲が拡大され、バリアフリー設備の整備を更に推進する。
 - ④ 仮に鉄道駅バリアフリー料金を幹線区間の一部にも導入した場合、料金収受の境界駅の先の駅までの切符を買い、境界駅で降りた方が安くなるケースが発生するためである。こういった場合正当な運賃額を収受できないので、事業者はそのような運賃設定を原則的にしない。
 - ⑤ 通達によれば「鉄道事業者が、旅客需要の平準化等による利用者利便の向上を目的に、運賃の上限を変更した上で、運賃収入を増加させないことを前提に、変更した上限の範囲内において割増の運賃と割引の運賃を組み合わせた設定」を「変動運賃制」と定義しており、これを踏まえ、本件は変動運賃の一種だと考えている。
 - ⑥ 競合区間に設定している特定区間運賃は基本的に変更しないこと、実際に運賃が上下する額は10円、20円であるため、事業者としてもそれほど大きな需要変動があるとは考えていないことから、需要変動は加味していない。
 - ⑦ 今回の改定で新たに電車特定区間の境界となる駅は、基本的にその駅を境に列車の運行や本数が変動する駅である。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。